

第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会 個人情報管理規程

第1 趣旨

この規程は、第74回国民体育大会冬季大会参加者及び関係者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）が保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。

第2 定義

この規程で使用する用語は、総務省（外局を除く。以下同じ。）における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

第3 保有個人情報の管理者

- 1 保有個人情報全体を保護するため総括保護管理者を置くこととし、実行委員会事務局長及び各競技会事務局長をもって充て、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整を行うために必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする個人情報管理委員会を設け、定期又は随時に開催すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、実行委員会における保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。
- 2 総括保護管理者の下に保護管理者を置くこととし、実行委員会事務局次長及び各競技会事務局次長をもって充て、総括保護管理者を補佐し、所管する個人情報を管理する。

第4 保有個人情報の取扱い

(職員の責務)

- 1 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(アクセス制限)

- 2 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者を、その利用目的を達成するために必要最低限の職員に限定する。
- 3 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 4 職員は、アクセス制限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

- 5 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行う。
 - (1) 保有個人情報の複製
 - (2) 保有個人情報の送信
 - (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

(4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

6 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理等)

7 職員は保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、保管場所に施錠等を行う。

(廃棄等)

8 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(保有個人情報の取扱い状況の記録)

9 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

第5 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

1 保護管理者は、法第7条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。

2 保護管理者は、法第7条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じる。

3 保護管理者は、法第7条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときには、第1項及び第2項に規定する措置を講じる。

(業務の委託)

4 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しないものを選定することがないように、必要な措置を講じる。また、契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

(1) 個人情報に関する秘匿保持等の義務

(2) 再委託の制限又は条件に関する義務

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の漏洩等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

5 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書

に秘密保持業務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

第6 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

- 1 保有個人情報の漏洩等安全確保の上で問題となると思われる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。
- 2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて当該事案の内容、経緯、被害状況等を実行委員会会長（北海道知事）に速やかに報告するものとする。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

- 6 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

附則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

平成30年6月1日

第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会 会長 高橋 はるみ